意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1 項目 DIC (宣法委士纳泽层) の民規利田	
1.項目2.項形の制度に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	PLC (高速電力線通信)の屋外利用 今後、急成長が見込まれる EV (電気自動車)や PHEV (プラグインハイブリッド自動車)の充電ケーブル通信によるバッテリー制御やインターネット網との接続により国民生活の利便性の向上が期待できるが、その為には屋外利用が必要である。 日本以外の国では、屋外において MHz 帯を利用する高速 PLC (高速電力線通信)の実用的な活用が開始され、特にスマートグリッド分野では、光ファイバー幹線網から電力引き込み線を利用したスマートメータ及び宅内機器の情報収集・制御に、高速 PLC 通信を活用する検討が進んでいる。現在、市場に流通している高速 PLC モデムは、アマチュア無線利用帯域に対する周波数ノッチを業界自主規制で入れることで被害が出ていないことから、適切なノッチを入れることで既存周波数ユーザとの共存は技術的に十分に可能である。 以上のように、既存周波数ユーザとの共存環境を配慮した上で、屋外利用規制緩和見直しを図ることにより、情報通信分野での国際競争力強化と国民生活の利便性向上が大いに期待できる。
3. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠	電波法 100 条 電波法施行規則第 44 条無線設備規則第 59 条
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	既存周波数ユーザとの共存の為、以下の条件を付与した上で、2-30MHz の周波数帯において、PLC の屋外利用を認めるべきである。 A.アマチュア無線利用帯域等に対するノッチの挿入。 B.軒下(のきした)設置など、設置環境に対する運用基準の導入。